

導入した健康づくり制度の概要票

①現状・課題	<input type="checkbox"/> 計画のとおり								
②導入区分	<input type="checkbox"/> 新設（健康づくり制度を過去に導入していない場合） <input type="checkbox"/> 改定（過去に本助成金を活用して健康づくり制度を導入し運用しているが、支給要領0203ホを満たしていない場合）								
③導入制度	<p>○身体の総合的健康診断（人間ドック）において実施した検査項目</p> <p>(1つ以上を選択)</p> <p><input type="checkbox"/> 胃がん検診 <input type="checkbox"/> 子宮がん検診 <input type="checkbox"/> 肺がん検診 <input type="checkbox"/> 乳がん検診 <input type="checkbox"/> 大腸がん検診 <input type="checkbox"/> 歯周疾患検診 <input type="checkbox"/> 骨粗鬆症検診 <input type="checkbox"/> 腰痛健康診断</p>								
④導入制度の概要 制度が実施されるための合理的な条件等	<p>(1) 制度導入の必須要件</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>心臓、肝臓、肺、胃、腸、骨、眼、耳などの諸臓器等の検査及び糖、脂質代謝の検査等を含み、かつ、検査項目に労働安全衛生法第66条第1項及び労働安全衛生規則第44条に定める定期健康診断の項目を含んでいること。</td><td><input type="checkbox"/></td><td>制度が実施されるための合理的な条件及び事業主の費用負担が労働協約又は就業規則に明示されていること。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>受診等に要する費用は、その半額以上を事業主が負担していること。 また、受診等による費用を要さないもの（自治体等の補助を受ける場合等）については、原則助成金の対象とならないこと。</td><td><input type="checkbox"/></td><td>厚生労働省その他の公的機関等が、当該検診等を実施するために適当であると認めていない検診手法によるものは対象とならないこと。</td></tr> </table>	<input type="checkbox"/>	心臓、肝臓、肺、胃、腸、骨、眼、耳などの諸臓器等の検査及び糖、脂質代謝の検査等を含み、かつ、検査項目に労働安全衛生法第66条第1項及び労働安全衛生規則第44条に定める定期健康診断の項目を含んでいること。	<input type="checkbox"/>	制度が実施されるための合理的な条件及び事業主の費用負担が労働協約又は就業規則に明示されていること。	<input type="checkbox"/>	受診等に要する費用は、その半額以上を事業主が負担していること。 また、受診等による費用を要さないもの（自治体等の補助を受ける場合等）については、原則助成金の対象とならないこと。	<input type="checkbox"/>	厚生労働省その他の公的機関等が、当該検診等を実施するために適当であると認めていない検診手法によるものは対象とならないこと。
<input type="checkbox"/>	心臓、肝臓、肺、胃、腸、骨、眼、耳などの諸臓器等の検査及び糖、脂質代謝の検査等を含み、かつ、検査項目に労働安全衛生法第66条第1項及び労働安全衛生規則第44条に定める定期健康診断の項目を含んでいること。	<input type="checkbox"/>	制度が実施されるための合理的な条件及び事業主の費用負担が労働協約又は就業規則に明示されていること。						
<input type="checkbox"/>	受診等に要する費用は、その半額以上を事業主が負担していること。 また、受診等による費用を要さないもの（自治体等の補助を受ける場合等）については、原則助成金の対象とならないこと。	<input type="checkbox"/>	厚生労働省その他の公的機関等が、当該検診等を実施するために適当であると認めていない検診手法によるものは対象とならないこと。						
<p>(2) 導入制度の概要（趣旨・目的、内容） <input type="checkbox"/> 計画のとおり</p> <p>(3) 実施対象範囲、人数及び選定基準</p> <p>○制度の実施対象者　：　　人 → 選定基準（職種、職務内容、役職などにより限定した場合はその理由）</p> <p>(4) 検診の実施時期及び対象者への通知方法・時期 <input type="checkbox"/> 計画のとおり</p> <p>(5) その他 <input type="checkbox"/> 計画のとおり</p>									
⑤施行日等	<p>(1) 労働協約の締結日又は就業規則の労働基準監督署等への届出日 → 年　月　日</p> <p>(2) 労働協約又は就業規則に係る従業員への周知日（従業員への書面による周知日、説明会日程等） → 年　月　日</p> <p>(3) 労働協約又は就業規則の施行日 → 年　月　日</p>								

【様式第 a-6 号別紙 5（記入上の注意）】

1. 「①現状・課題」欄

- ・ 健康づくり制度を導入した背景として、現状・課題を記入してください。
- ・ 整備計画時から変更がない場合は「計画のとおり」に✓を付してください。

2. 「②導入区分」欄

- ・ 過去に健康づくり制度を導入していない場合は「新設」に、既に健康づくり制度を導入しているが、要領 0203 ホを満たしていない場合は「改定」に✓を付してください。

(※1) 要領 0203 ホの要件

事業主が労働者の健康状態を把握して、個々の状況に応じた必要な配慮を行うことを目的として、希望する対象労働者に対して、心臓、肝臓、肺、胃、腸、骨、眼、耳などの諸臓器等の検査及び糖、脂質代謝の検査等を含み、かつ、次の(イ)から(チ)までに掲げる検診又は診断（以下「診断等」という。）のうち1つ以上の検診等を含む身体の総合的健康診断（労働安全衛生法第66条第1項、第2項及び第4項に規定する健康診断として実施されるものを除く。以下「人間ドック」という。）を受診させる制度をいう。なお、次の検診等中に入間ドックを実施する医療機関で受診できない検診等がある場合又はより専門的な医療機関で受診させることが適当である検診等である場合は、別の医療機関の検診等の受診を含めることができる。

(イ) 胃がん検診：胃がんの発見を目的に、問診及び胃部エックス線検査等を行うもの

(ロ) 子宮がん検診：子宮頸がんの発見を目的に問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診等を行うもの、又は子宮体がんの発見を目的に問診及び子宮内膜の細胞診を行うもの

(ハ) 肺がん検診：肺がんの発見を目的に、問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診等を行うもの

(ニ) 乳がん検診：乳がんの発見を目的に、問診、視診、触診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）等を行うもの

(ホ) 大腸がん検診：大腸がんの発見を目的に、問診及び便潜血検査等を行うもの

(ヘ) 歯周疾患検診：歯周疾患の発見を目的に、問診及び歯周組織検査等を行うもの

(ト) 骨粗鬆症検診：骨粗鬆症の発見を目的に、問診及び骨量測定等を行うもの

(チ) 腰痛健康診断：「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月18日付け基発0618 第1号厚生労働省労働基準局長通達別添）4(1)イ又はロに掲げる項目について、医師により実施される健康診断であること。

3. 「③導入制度」欄

- ・ 人間ドックにおいて実施した検査項目に1つ以上✓を付してください。

4. 「④導入制度の概要、制度が実施されるための合理的な条件等」欄

(1) 制度導入の必須要件

- ・ 制度導入後の関係書類を全て確認し全ての項目が満たされている場合に、項目全てに✓を付してください。なお、あわせて提出する労働協約・就業規則はこの項目を原則全て満たしていることが必要となります。

(2) 導入制度の概要（趣旨・目的、内容）

- ・ 導入制度の趣旨・目的と内容、実施結果の活用方法等を記入してください。
- ・ 整備計画時から変更がない場合は「計画のとおり」に✓を付してください。

(3) 實施対象範囲、人数及び選定基準

- ・ 健康づくり制度の適用対象として選定した対象労働者のうち、実際に制度を実施した対象労働者の範囲について、その人数を記入してください。
- ・ 実際に制度を実施した対象労働者の範囲を職種・職務・役職などによって限定した場合は、その理由・必要性を記入してください。

(※) 対象労働者とは、次のいずれにも該当する者をいいます。

①次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する者であること。

(イ) 期間の定めなく雇用されている者

(ロ) 一定の期間を定めて雇用され、その雇用期間が反復繰り返され、事実上の定めなく雇用されている場合と同等と認められる者（具体的には、雇い入れ時に一定の期間（1ヶ月、6ヶ月など）を定めて雇用されていた労働者が、その雇用期間が反復されることで、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている場合又は採用から1年を超える期間について、引き続き雇用されることが見込まれる者が該当する。ただし、更新上限（通算契約期間又は有期労働契約の更新回数の上限）のある者を除く。）

②事業主に直接雇用される者であること。

③雇用保険の被保険者（雇用保険法第38条第1項に規定する「短期雇用特別被保険者」及び同法第43条第1項に規定する「日雇労働被保険者」を除く（以下「雇用保険被保険者（※）」といいます。）であること。

(※) 雇用保険被保険者の中には雇用保険法第37条の2第1項に規定する「高年齢被保険者」が含まれることに留意が必要となります。なお、上記以外の雇用条件で事業主に直接雇用される雇用保険被保険者についても、労働協約又は就業規則において健康づくり制度の対象としても構いませんが、助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）の対象とはなりません。

(4) 検診の実施時期及び対象者への通知方法・時期

- ・ 検診等を実施する時期と対象者への通知方法や通知時期を記入してください。
- ・ 整備計画から変更がない場合は「計画のとおり」に✓を付してください。

(5) その他

- ・ その他特記事項があれば記入してください。
- ・ 整備計画から変更がない場合は「計画のとおり」に✓を付してください。

5. 「⑤施行日等」欄

(1) 労働協約の締結日又は就業規則の労働基準監督署等への届出日

- ・ 労働協約の締結を行った日や導入した雇用管理制度を明示した改正後の就業規則について労働基準監督署等への届出を行った日を記入してください。

(2) 労働協約又は就業規則に係る従業員への周知日（従業員への書面による周知日、説明会日程等）

- ・ 労働協約や改正後の就業規則の内容について、従業員に周知（書面による周知や説明会）を行った日を記入してください。

(3) 労働協約又は就業規則の施行日

- ・ 労働協約や改正後の就業規則を施行した日（=制度を導入した日）を記入してください。

6. 記載欄が足りない場合、別紙（任意の様式）に記載してください。